

12月20日～21日

12月定例会は20日に開会し、会期を21日までの2日間と定め、町長から行政報告・提案理由の説明を受け、5議員が8項目にわたり一般質問を行い、議案審議に入り、議会委員会条例及び議会会議規則の一部改正についての発議を原案可決、一般会計補正予算の専決処分1件を承認、平成23年度各会計決算を認定、条例の制定1件、一部改正1件を原案可決し、延会しました。21日は、条例の一部改正2件、財産の取得の議決事項の変更、公の施設に係る指定管理者の指定1件、補正予算8件を原案可決、報告2件を了承し閉会しました。

条例

議会委員会条例の一部改正  
議会会議規則の一部改正

地方自治法の改正に伴い、関連する条例及び規則の一部を改正しました。

委員会条例の一部改正は、これまで法で定められていた委員の選任などに関する事項が、条例に委任されたことから必要な規定の改正を行いました。

会議規則の一部改正は、法の改正により本会議場でも公聴会の開催、参考人の招致などが可能となったことから、これら所要の規定の整備を行いました。

介護予防・生活支援事業  
条例の一部改正

介護保険法の改正により、介護予防事業として実施している地域支援事業の条項が変更になったことから、条例の一部を改正しました。

新ふるさと定住促進条例  
の一部改正

本年度末をもって終了となる同条例について、新築及び中古住宅購入に対する奨励金の一部変更を行い継続することとし、新たに住宅改修に係る奨励金の交付要件などを追加し、さらなる定住の促進を図るために、条例の一部を改正しました。

奨励金の交付要件

該 当 要 件		奨励金額	
新築 (購入含む) 住宅	必須要件	1棟の床面積80㎡以上の新築住宅とし、10年以上の定住を確約する者	60万円
	加算要件1	申請時、同居する小学生以下の子どもがある場合	20万円
	加算要件2	申請時よりさかのぼり、町外に2年以上住まれた方が持ち家を新築する場合	20万円
	加算要件3	持ち家新築に当たり、町内に住所を有する建設業者に発注した場合	50万円
	加算要件4	等級3のバリアフリー住宅の基準を満たす持ち家を新築する場合	20万円
	加算要件5	町内で加工された製材及び木材を床面積の1㎡当たり0.1㎡以上使用した場合	30万円
中古 住宅	必須要件	中古住宅購入で固定資産税課税標準額150万円以上で、10年以上の定住を確約する者	30万円
住宅 改修	必須要件	住宅改修において、建築後10年以上の住宅で、町内に住所を有する建設業者と契約し、10年以上の定住を確約する者 ※予算の範囲内	改修工事費用が50万円以上で工事費用の20%を交付 (上限50万円)

## 12月定例会予算補正

会計別	今回補正額	予算総額
一般会計	3億2,625万2千円	51億819万4千円
国保会計	2,496万1千円	9億3,405万5千円
後期高齢者会計	△144万9千円	8,565万1千円
介護保険会計	49万5千円	4億5,890万2千円
介護サービス会計	95万2千円	2億8,480万4千円
下水道会計	△128万9千円	3億9,135万2千円
簡易水道会計	12万7千円	4,375万7千円

### 補正された主な内容

#### 〈一般会計〉

- 財政調整基金積立金 5,562万円
- 公共施設等整備基金積立金 1億5,000万円
- 地域振興基金積立金 8,000万円
- 愛林のまち緑資源を守る推進事業 △500万円

(造林事業補助率の変更による減)

- 基幹作業道開設事業 △722万円  
(事業量の減)
- 特定公共賃貸住宅建設整備事業 7,976万円  
(達美に1棟6戸建設)
- スクールバス経費(小学校) 354万円  
(東岡線のスクールバス購入)

#### 〈国保会計〉

- 退職被保険者等療養給付費 328万円  
(医療費の増)
- 一般被保険者高額療養費 701万円  
(高額療養費の支給実績に伴う増)
- 後期高齢者支援金 348万円  
(額の確定による増)
- 介護納付金 714万円  
(額の確定による増)
- 国民健康保険基金積立金 379万円

(△は予算に対する減額を示します。)

### 水道事業給水条例の一部改正

水道法の改正に伴い、水道事業の布設工事監督者の配置基準・資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を、条例で定めることとされたことから、条例の一部を改正しました。

### 健康づくり推進協議会設置条例の制定

健康増進法の規定に基づき、

健康づくりの指針となる「第二次健康づくり計画(平成25～34年度)」の策定に当たって、広く住民の意見を求め計画に反映させるとともに、評価の際にも住民の意見を求めるために、協議会を設置することとして条例を制定しました。

### 財産の所得の議決事項の変更

認定こども園用地購入のため、10月22日に開催の第5回臨時会で議決を経た財産の取

得の表示の一部(面積)に変更が生じたことから、議決事項の変更について可決しました。

### 公の施設に係る指定管理者の指定

森の健康館及び山村体験宿泊施設を、指定管理者による管理を行わせるものとして、次の事業者を指定することについて可決しました。

#### 指定管理者の名称等

札幌市中央区南1条西7丁目1番地2



#### 指定期間

株式会社 アンビックス  
代表取締役 前川二郎  
平成25年4月1日から  
平成28年3月31日まで

## 条例

### 町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

24年度に取得予定のまちなか団地II工区買取事業に係る町営住宅(旭町に10戸)と共同施設の駐車場20区画を追加する条例の改正をしました。

## 第5回 臨時会 10月22日

会期を1日間と定め、条例の一部改正1件、財産の取得2件、補正予算1件を原案可決、報告1件を了承し閉会しました。

財産の取得

27年4月に開設を予定している認定こども園の建設用地について取得しました。

取得財産

土地

場所

新町15番地3他4筆

面積

1万4千445・96㎡

取得金額

3千750万円

契約の相手

丸玉産業株式会社

財産の取得

町営住宅まちなか団地(Ⅱ工区)買取事業について24年度完成分を取得しました。

取得財産

町営住宅(旭町10戸)

契約の方法

随意契約

買取金額

1億2千85万2千円

契約の相手

代表企業

津別建設株式会社

# 平成23年度各会計決算を認定

会 計 別 決 算 額				
会 計 別	歳 入 総 額	歳 出 総 額	差 引 額	
一 般 会 計	55億8,346万3千円	55億2,013万9千円	6,332万4千円	
特 別 会 計	国民健康保険事業	9億1,123万8千円	9億652万6千円	471万2千円
	後期高齢者医療事業	7,857万5千円	7,826万9千円	30万6千円
	介護保険事業	4億2,553万4千円	4億2,502万6千円	50万8千円
	介護サービス事業	2億7,749万5千円	2億7,326万8千円	422万7千円
	下水道事業	3億8,279万2千円	3億8,012万5千円	266万7千円
	簡易水道事業	4,992万6千円	4,955万5千円	37万1千円
企 業 会 計	収 益 的 収 入		収 益 的 支 出	
	1億3,497万9千円		1億1,828万3千円	
	資 本 的 収 入		資 本 的 支 出	
	1,304万1千円		8,199万8千円	

9月20日開催の第4回定例会で、決算審査特別委員会に付託していた平成23年度の一般会計ほか特別会計等7会計の決算について、村田政義委員長から委員会の審査では、「原案どおり認定すべきものと決定した」との報告があり、第6回定例会で認定しました。

## 一般会計の財政指数と主な基金及び地方債残高の状況

経常収支比率 76.0% (22年度 77.8%)

人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費に充てられた毎年度経常的に収入される一般財源の割合。この数値が低いほど財政構造の弾力性が大きい(自由に使えるお金が多い)といえます。

財政調整基金残高 8億3,841万6千円 (22年度 8億547万4千円)

財政の運用を円滑かつ効率的に行うための基金。

減債基金残高 1億5,645万6千円 (22年度 1億5,085万3千円)

町債(借入金)の償還に要する経費の財源に充てるための基金。

特定目的基金残高 24億4,815万4千円 (22年度 20億6,492万円)

特定の目的のための経費の財源に充てるための基金。(地域振興基金、公共施設等整備基金、代替輸送確保対策事業基金など)

地方債(町債)残高 48億1,539万5千円 (22年度 48億6,096万4千円)

その返済期間が1年を超える長期の「借入金」のことをいいます。建設事業など単年度に多額の財源を必要とする場合などに借り入れます。